

別記様式第17号（第22条関係）

## 許 可 証

住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号  
氏 名 旭星クリーン株式会社  
代表取締役 茂田 貴範

令和5年11月1日申請の一般廃棄物処理業（じん芥）は、美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年美瑛町条例第21号）第12条の規定により許可証を交付する。ただし、次の事項を承知されたい。

令和5年11月15日

美瑛町長 角 和 浩



1 許可の有効期限

自 令和5年11月15日  
至 令和7年11月14日

2 許可の区分

運搬及び大雪清掃組合施設（しらかば清掃センター）への搬入に限る

3 許可番号

第350310号

4 許可条件

- 1) 許可書は他人に譲渡又は貸与してはならないこと。
- 2) 許可申請書の記載事項等に変更があった場合は、その変更の日から10日以内に届け出ること。
- 3) 許可書の有効期限の満了、事業の廃止、又は許可を取り消された時は、その日から10日以内に許可書を返却すること。
- 4) 廃棄物の収集及び運搬にあつては、廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。